

1 条例改正の必要性について

日光市まちづくり基本条例の第28条には、その時々の社会情勢に応じて制度の改善が必要な場合は、条例の改正を含めて必要な措置を講じることが定められています。

市民会議では、様々な議論を重ね、条例見直しに係る検討事項であった「過疎地域の指定変更」、こども基本法及び条例における「こどもの定義」、また、市内で開催されたG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合を契機とする「男女共同参画」、「女性活躍」について、条例改正の必要はないとの結論に至りました。

2 大切にしたい様々な「心」について

条例の前文に頻出する「心」の概念についても、文言を修正する必要性はないという結論ではありますが、多種多様な意見が出ましたので、委員が思う「心」について抜粋して記載します。

「心」の概念について

- ・自分や相手、まち、先人たちから受け継いだ歴史・物事、観光客などを大切にする心
- ・思いやりの心
- ・感謝の心
- ・物事を良い方向に進めていく前向きな心
- ・地元を大切にする郷土愛の心

まちづくり基本条例とは、人々の様々な「心」があることを踏まえて作られたものであるということを理解し、市民が思う「心」を大切にしながら、この条例を今後も守り育てていくことを願います。

以上、委員としての思いを込めて提案書とします。